

## I 保険関係の新規適用

社会保険労務士の業務のうち、1号業務といわれる「書類作成業務」と2号業務といわれる「提出代行業務」、3号業務といわれる人事・労務に関する「相談業務」があることは、第2回ですでお話した通りです。

1号業務と2号業務については、第2回、第3回でも解説した労働保険の成立から労災保険、雇用保険の手続き、労働保険料に関する手続きのほかに、社会保険に関する手続きも含まれます。社会保険とは、健康保険、国民健康保険、厚生年金保険、国民年金などがありますが、企業や社会保険労務士がおもに携わるものとしては、健康保険と厚生年金保険になります。

会社を設立して業務を開始すると、労働保険の成立の手続きのほかに、社会保険についても加入の手続きをしなければなりません。この手続きを社会保険の「保険関係の新規適用」といいます。まずは、会社を設立したときの社会保険の「保険関係の新規適用」について解説します。

### 1 保険関係の新規適用となる条件

労働保険については、原則、事業主は加入することができませんから、はじめて従業員を雇い入れたときから保険関係が成立します。しかし、健康保険や厚生年金保険については、法人の代表取締役であっても加入しますので、実際にはその事業所で労働する従業員がいなくても保険関係が成立し、手続きが必要になります。いわゆる「一人法人」でも、新規適用の手続きをしなければなりません。

労働保険については、個人事業か法人かは、保険関係の成立の条件とはされていません。しかし、社会保険については適用となる事業について、労働保険とは違いがあります。社会保険に加入しなければならない条件を整理しておきましょう。

まず、健康保険や厚生年金保険の適用となる事業所には、「強制適用事業所」と「任意適用事業所」があります。健康保険法や厚生年金保険法が強制的に適用される事業所を、「強制適用事業所」といいます。強制適用事業所でなくても、事業主が、その使用される人（被保険者となるべき人）の2分の1以上の同意を得て、厚生労働大臣の許可を受けることによって適用事業所となることができるものを「任意適用事業所」と呼んでいます。法人については強制適用事業所となりますので、任意適用事業所に該当するのは個人経営の事業となりますが、個人経営であっても、原則、常時5人以上の従業員